



報道発表資料の配付日時 9月29日(木) 16時00分

発表項目 (行事名)	令和4年度(2022年度)胆振管内配偶者暴力相談支援連絡調整会議について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>北海道胆振総合振興局では、関係機関・団体が緊密に連携や相互協力を行い、配偶者暴力の被害者の保護及び自立支援対策の充実を図るため、例年、「胆振管内配偶者暴力相談支援連絡調整会議」を実施しています。</p> <p>令和4年度(2022年度)においては、次のとおり実施しますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時 令和4年(2022年)10月5日(水)13時30分から15時00分</p> <p>2 場所 むろらん広域センタービル 会議室A・B・C(3階) (北海道胆振総合振興局 室蘭市海岸町1-4-1)</p> <p>3 主な議題 (1) 配偶者暴力被害に関する北海道及び胆振管内の状況等について (2) 関係機関の取組等について</p> <p>4 参集範囲 胆振管内配偶者暴力相談支援連絡調整会議構成機関</p> <p>5 傍聴(傍聴要領については別紙のとおり) 4席(報道席は別途用意します。)</p> <p>6 その他 上記3主な議題(2)の一部は非公開の扱いとします。</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	<ul style="list-style-type: none"> ・上記3主な議題(2)の一部については、個人の特定等につながる可能性を含む説明がありますので、非公開とします。(幹事社協議済) ・撮影を行う場合には、出席者(事務局を除く)が特定されないよう御配慮をお願いいたします。 		
他のクラブとの関係	同時配付	同時レク	(場所)

担当 (連絡先)	胆振総合振興局保健環境部環境生活課 (担当者:環境生活課長 那賀島 裕子) TEL ダイヤルイン 0143-24-9508 (内線2950)		
-------------	--	--	--

胆振管内配偶者暴力相談支援連絡調整会議設置要綱

1 名称

この会議は、「胆振管内配偶者暴力相談支援連絡調整会議」（以下「会議」という。）と称する。

2 目的

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第9条に基づき、被害者の保護及び自立支援を適切に行うため、関係の行政機関、民間団体等が緊密な連携と相互の協力によって、被害者支援対策の充実を図る。

3 協議事項

会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関、関係団体との情報交換及び連携・協力
- (2) その他目的達成に必要な事項

4 構成

会議は、別表に掲げる機関をもって構成するほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のために必要とする関係者を加えることができる。

5 会議の開催等

会議は、年1回定例会を開催するほか、構成員の要望により必要に応じて開催する。

6 事務局

会議の事務局は、北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課に置く。

7 その他

本要綱は、平成31年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、連絡会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年 9月12日から施行する。

この要綱は、平成16年 9月27日から施行する。

この要綱は、平成17年10月14日から施行する。

この要綱は、平成18年10月11日から施行する。

この要綱は、平成22年11月10日から施行する。

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和元年（2019年）11月14日から施行する。

この要綱は、令和2年（2020年）10月30日から施行する。

胆振管内配偶者暴力相談支援連絡調整会議構成機関名簿

構 成 機 関	構 成 機 関
室 蘭 市	苫小牧市民生委員児童委員協議会
苫 小 牧 市	登別市民生委員児童委員協議会
登 別 市	伊達市民生委員児童委員協議会
伊 達 市	北海道民生委員児童委員連盟胆振支部
豊 浦 町	北海道社会福祉協議会胆振地区事務所
壮 警 町	特定非営利活動法人ウィメンズネット・マサカーネ
白 老 町	特定非営利活動法人ウィメンズ結
厚 真 町	室蘭人権擁護委員協議会
洞 爺 湖 町	苫小牧人権擁護委員協議会
安 平 町	室蘭アシストの会
む か わ 町	苫小牧市クローバーの会
札幌地方裁判所室蘭支部	公益社団法人室蘭市医師会
札幌地方裁判所苫小牧支部	一般社団法人胆振西部医師会
札幌家庭裁判所室蘭支部	一般社団法人苫小牧市医師会
札幌家庭裁判所苫小牧支部	北海道札幌方面室蘭警察署
法務省札幌法務局室蘭支局	北海道札幌方面苫小牧警察署
法務省札幌法務局苫小牧支局	北海道札幌方面伊達警察署
厚生労働省室蘭公共職業安定所	北海道教育庁胆振教育局
厚生労働省苫小牧公共職業安定所	北海道室蘭児童相談所
室蘭市民生委員児童委員協議会	北海道胆振総合振興局

胆振管内配偶者暴力相談支援連絡調整会議傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 胆振管内配偶者暴力相談支援連絡調整会議の傍聴を希望する方は、原則として会議の開催予定時刻までに受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員4人になり次第、受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議中において、飲食及び喫煙などはできません。
- (3) 会議中において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、事務局が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。
おわかりにならないことがあれば事務局にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。